

中央新幹線(品川・名古屋間)の大深度地下 使用の認可に関する処分の手続について

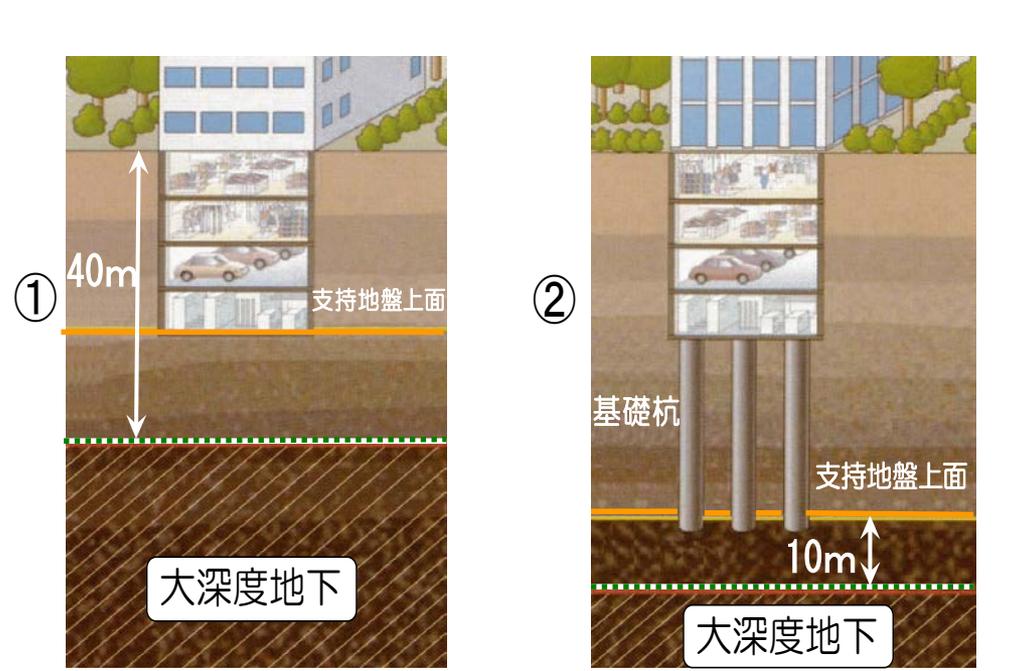
国土交通省 都市局 都市政策課

平成30年8月

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(河川事業、道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

大深度地下の範囲(法第2条等)

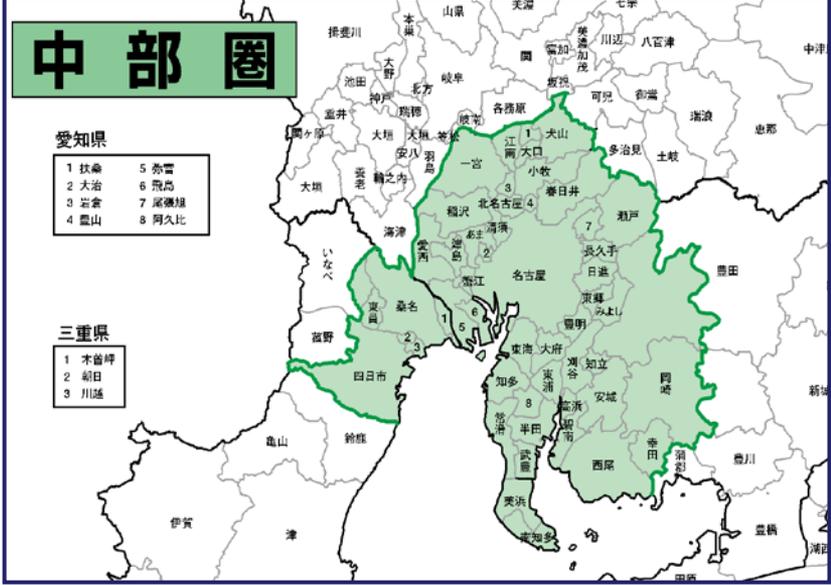


① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)

② 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

対象地域(法第3条等)



愛知県	名古屋市 西尾市 知立市 東郷町 南知多町	豊田 大山市 尾張旭市 長久手町 美浜町	一宮市 高浜市 豊山町 武豊町	瀬戸市 常滑市 岩倉市 大町町 あま市	半田市 江南市 豊明市 扶桑町 幸田町	春日井市 小牧市 日進市 大治町 みよし町	津島市 稲沢市 愛西市 蟹江町 みよし町	碧南市 東海市 清海市 飛鳥村	刈谷市 大府市 北名古屋市 阿久比町	豊田 豊川 豊田 豊田 豊田 豊田
三重県	四日市市	桑名市	いなべ市の一部 (四日市町)	木曾岬町	東員町	朝日町	川越町			

※大深度地下使用法制定時における、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域

大深度地下使用の認可に関する処分の手続について

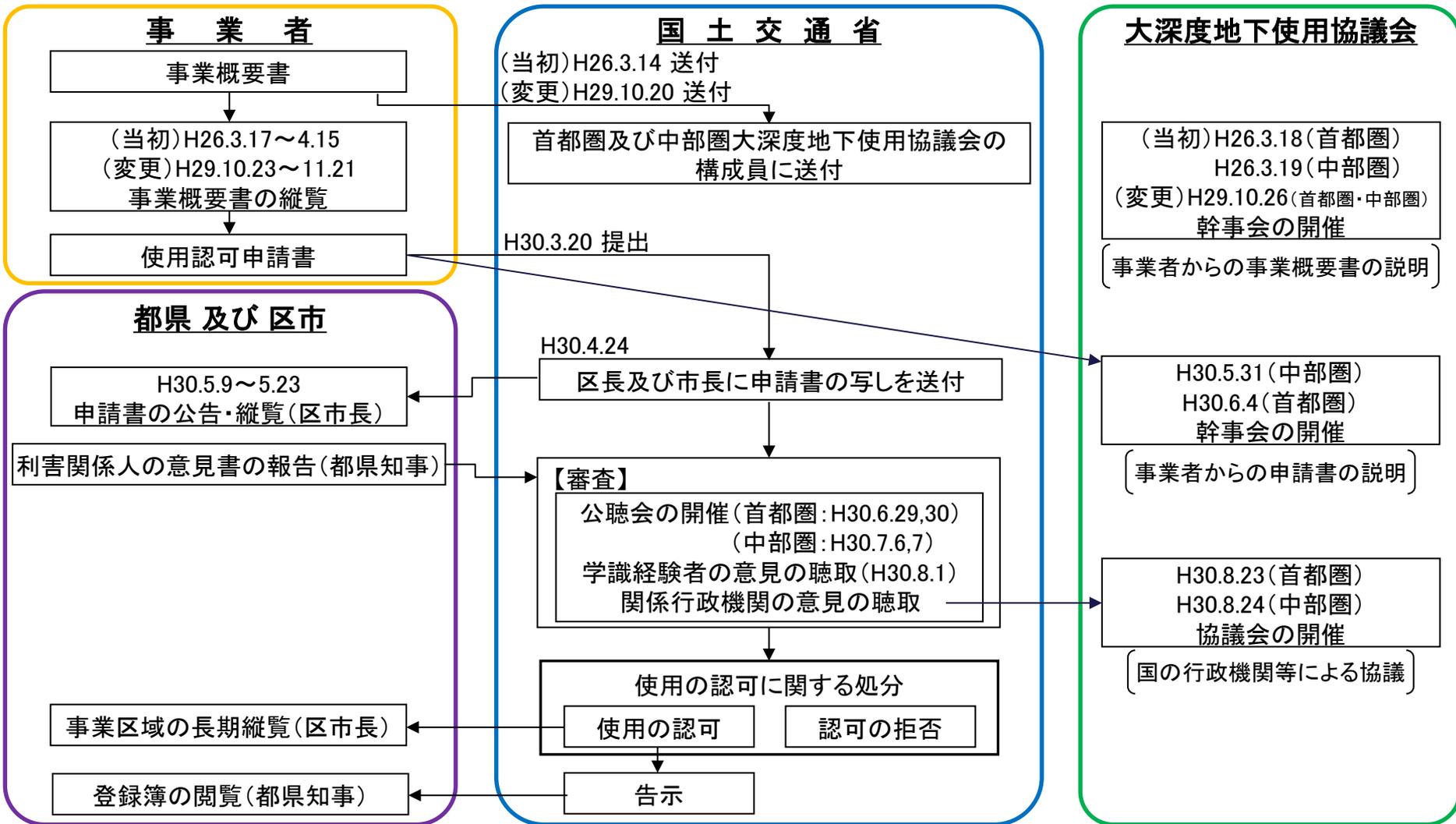
中部圏大深度地下使用協議会における協議の実施(法第7条)を通じた関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べるができる。

安全の確保

環境の保全

.....etc.



利害関係人の意見書の概要

利害関係人の意見書の提出(法第20条)

申請書の縦覧期間：平成30年5月9日から5月23日まで

意見書の提出総数：171件（申請書の縦覧期間徒過後に提出された意見書の件数も含む）

提出された意見書の主な意見の要旨	関係する使用の認可の要件(法第16条)
<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法に違反する。 	対象事業(第1号)
<ul style="list-style-type: none"> ・活断層は無いと説明されているが、存在には不安がある。 ・春日井市の垂炭採掘跡地は所在が不明であり不安がある。 	大深度地下の特定(第2号)
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少、情報化社会等を踏まえると事業の必要性があるのか。 ・中央新幹線は、東海道新幹線の二重系化としての役割を果たせない。 ・人口減少の中で都市部への集中政策をとれば、相対的に地方が疲弊し格差が広がる。 	公益上の必要性(第3号)
<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海は営利活動を行って利益を株主へ配当する民間会社であり、公益事業を遂行する意思と能力はない。 ・JR東海は3兆円の財政投融資を受けており、これを返済する能力があるのか。 	事業者の意思と能力(第4号)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は十分な説明責任を果たしていない。ルート上の土地所有者等への周知が不十分であり、真下を中央新幹線が通ることを知らない人が多い。再度説明会を開催すべき。 	事業の円滑な遂行のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・東京外環道の東名以南の延伸計画と中央新幹線の交差方法について事業者間で調整されているのか。 	大深度地下空間の利用調整
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水への影響や、地盤沈下、磁界の影響など、環境への配慮が適切に行われているか。 	基本方針への適合(第5号)
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水は流れが遅く、工事による影響が分かるのは数年～数十年先となる。 	環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの地盤沈下や崩落事故について、配慮されているのか。 	安全の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の運行、掘削土の処理は、適切に行われるのか。 	バリアフリー化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル耐久性に不安がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・火災や地震、事故等が発生した際、適切な避難誘導等の対応ができるのか。また、避難路等のバリアフリーなどの配慮がなされているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の停電に対する電力供給体制は整っているのか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの耐震性、耐水性は問題ないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事象事例を踏まえたトンネル構造の改善がされているか。 	施設の耐力(第6号)
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水圧により構造物が浮き上るなどの不安がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査の対象件数や調査内容を公表すべき。 	物件の移転又は除却(第7号)

※上記以外に、申請区間外の工事、事業損失、地価下落、憲法違反等に関する意見があった。

公聴会の開催(法第20条)

開催日程	平成30年6月29日(金)、6月30日(土)(首都圏) 平成30年7月6日(金)、7月7日(土)(中部圏)
公述の件数	首都圏21件(うち、事業者1件) 中部圏13件(うち、事業者1件)

※公述希望の申出が公述可能な件数以内だったため、公述を希望する者全員公述を行った。
※当日欠席された方の件数は、上記件数に含んでいない。

公聴会における主な意見の要旨

事業者	本事業は法第16条の各号要件を満たす事業である。
賛成の公述	国土政策・交通政策上において意義がある 火災発生等の安全確保に係る技術的措置は適切である 最新のシールドトンネルに関する知見に基づき、環境への影響は小さく、構造の安全性は確保されている 地下構造物の耐震安全性は適切である まちづくり・観光産業・地域経済活性化への貢献への期待
反対の公述	事業に公益性・採算性がなく不適切である 事業者から住民への説明が不十分であり、説明責任を果たしていない 安全対策・避難対策・地震対策が不備である トンネル工事による建設発生土の処分が決まっていないことは問題である 騒音・振動・土壌汚染・地盤沈下・地下水等の環境への悪影響が著しい 大手ゼネコン談合に対する事業主体者としての責任がなく、事業者として不適切である 土地の所有権を侵害し、生活環境・地域コミュニティを破壊する事業は問題である

●大深度地下の特定、地下水への影響、地盤変位に関すること(口頭による意見聴取)

開催日：平成30年8月1日(水)

出席者：早稲田大学理工学術院教授 岩波 基
(50音順 敬称略) 京都大学名誉教授 大西 有三
東京工業大学名誉教授 日下部 治

意見聴取項目：大深度地下の特定について
地下水への影響について
施設設置による地盤変位について

意見聴取の主な内容について

○意見聴取項目に関して、事業者が実施した調査、環境予測及び評価の内容については、妥当であると考えます。なお、事業実施に当たり、事業者においては、以下の項目について留意されたい。

- ・環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計・施工・維持管理を確実に実施すること
- ・モニタリングとして、工事中及び工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと。